

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 事業所得の必要経費になる税金・ならない税金

Q: 私は個人で洋品店を経営していますが、事業所得の計算上、必要経費になる租税公課とならない租税公課を教えてください。

A: 租税公課とは、税金やいろいろの賦課金のことです。この租税公課には、次のように必要経費に算入されるものと算入されないものがあります。

(1) 必要経費に算入されるもの

- ① 業務の用に供される資産に係る固定資産税、登録免許税、不動産取得税、地価税、特別土地保有税、事業所税、自動車取得税等
- ② 酒税、特別地方消費税等は、消費者、利用者等から領収する金額が、総収入金額に算入され、申告や賦課決定により納付する金額が必要経費に算入されます
- ③ 各種の組合費、会費等

(2) 必要経費に算入されないもの

- ① 所得税
- ② 延滞税、利子税及び加算税（利子税のうち事業から生じた所得についての延納により納付するものを除きます）
- ③ 印紙税法の規定による過怠税
- ④ 道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含みます）
- ⑤ 地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金及び重加算金

